



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年3月13日

住所 出雲市宇那手町882番地

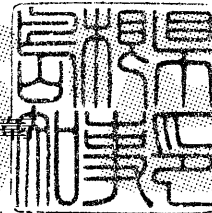
名称 公益財団法人 島根県環境管理センター

代表理事 江田 小鷹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事

溝口 善兵衛



許可の年月日	平成29年3月13日	許可番号	廃第28号の4
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破砕施設(移動式、政令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破砕施設(移動式、政令第7条第8号の2) 型式: ㈱リョーキ製 HB-180Ⅲ型 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上8品目、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く		
設置場所	出雲市宇那手町宇右谷907番4外(基地破砕)		
処理能力	廃プラスチック類の破砕施設 4.79t/時間、8時間稼働、38.3t/日 木くずの破砕施設 7.52t/時間、8時間稼働、60.2t/日 がれき類の破砕施設 20.25t/時間、8時間稼働、162.0t/日		
許可の条件	特記事項なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		